

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(1) 循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等の目標設定と実績

(1) 事業目的

ごみを循環資源として再認識し、これまでごみとして処分されていた有用な資源を、より質の高い循環的な利用をめざすため、廃棄物の削減について目標を定め、毎年度の実績を管理します。

(2) 取組状況

第3期しまね循環型社会推進計画（平成28年度～令和2年度）における実績は、表1のとおりです。なお、本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により策定が義務づけられた「廃棄物処理計画」です。

① 一般廃棄物の動向

排出量は、目標値を5千t上回っており、さらに削減が必要です。

最終処分量は、平成23年度から最終処分量が大きく減少（松江市可燃ごみ溶融処理施設が稼動し、直接埋立及び焼却残渣が減少）、以降は20～23千tで横ばいに推移していますが、平成30年度は目標値を1千t上回っており、さらなる削減が必要です。

再生利用率は、平成23年度（松江市可燃ごみ溶融処理施設が稼動し、溶融スラグの利活用事業がスタート）を境に減少傾向が続き、平成30年度も目標値を下回っていることから、再生利用率の向上が必要です。

② 産業廃棄物の動向

産業廃棄物※1の排出量は、一般的には景気の動向などに大きく左右される傾向にあり、変動を繰り返しながら推移しています。島根県内での特徴として、排出量全体の約70%をがれき類、ばいじん、汚泥が占めています。排出量の増減は土木工事及び石炭火力発電所からの排出量に大きく影響される傾向にあり、平成30年度は、目標値を156千t下回っています。

最終処分量は、平成22年度をピークに、その後は、セメント資材などの需要増によるばいじんの再資源化が進んだこと等により減少傾向にあり、目標値を26千t下回っています。

再生利用率（農業を除く）は、概ね50～60%の間を推移していますが、平成30年度は62.9%で目標を達成しています。

表1 第3期しまね循環型社会推進計画の目標設定と実績

単位：千t、%

指 標		目標 R2年度	実績 H30年度
一般廃棄物	排出量	236	241
	最終処分量	20	21
	再生利用率	25	21.9
産業廃棄物	排出量	1,700	1,544
	最終処分量	250	224
	再生利用率（農業を除く）	57	62.9
	再生利用率（農業(家畜ふん尿)）	100	100
	再生利用率（農業（廃プラ））	85	51

(3) 参考情報

しまね循環型社会推進計画

進捗状況調査報告書に関する県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/junkankeikaku.html

島根県産業廃棄物実態調査

調査結果に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/>

※島根県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握するとともに、将来予測を行うため、5年に1度実施する調査です。

※1. 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(2) 県民及び事業者における環境に配慮した取組の推進

(1) 事業目的

質の高い循環型社会を実現するためには、資源の有効活用や循環利用の推進が大切です。海洋プラスチックごみや食品ロスの削減など、新たな課題も視野に入れ、発生抑制、再使用、再生利用（3R）などに社会全体で取り組みます。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい消費行動への転換促進

省エネ・省資源の視点で店舗やサービスを選択するなど、消費者が環境にやさしい店舗を積極的に利用する社会を作るため、平成30年度に「しまエコショップ登録制度」を創設しました。

登録店舗と連携し、消費者に向けた情報発信や普及啓発を実施しています。（登録数：601店舗）

また、令和2年3月には、制度創設1周年記念キャンペーンを10店舗で実施し、制度及びプラスチックごみ削減のPRを行いました。

② 県民への意識啓発

県民へ直接ごみ減量化等3Rの意識啓発を行うため、NPO等と連携して県内で開催されるイベントにブースを出展し、パネル展示や体験コーナーを通じてごみ問題への関心を高める取組を実施しました。

- ・ ブース出展イベント（開催日順）

やすぎ環境フェア（安来市）、グラントワきんさいデー（益田市）、いずも産業未来博2019（出雲市）、第26回松江市環境フェスティバル（松江市）、みすみフェスティバル（浜田市）、桜江いきいき祭り（江津市）

③ 「リユース食器」の普及

レジ袋削減に次ぐ新たな3Rの取組としてReduce（リデュース）、Reuse（リユース）の推進強化のために、イベントにおける「リユース食器」※1の使用拡大に取り組みました。

- ・ 県内のイベントにおいて「リユース食器」使用を支援しました。また、学校行事（石見養護学校、三刀屋高校、情報科学高校、平田高校、松江農林高校、出雲商業高校、出雲農林高校）へのリユース食器導入を支援しました。
- ・ リユース食器の概要を紹介するガイドブックやチラシ、パネル等を使い、県内イベントでのリユース食器普及に向けて広報を行いました。

④ 食品ロスの削減

ア 組織的な推進

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加盟し、他自治体との情報共有を行いました。

イ 食品ロスの発生抑制

- ・ 家庭での食品ロス※2を削減するため、県連合婦人会と連携し、余った料理を別の料理へとリメイクする「しまね流食べきりレシピ」を活用した料理教室を開催しました。また、「しまね流食べきりレシピ」のパネルやレシピカードを作成し、市町村の環境イベント等で普及啓発を行いました。
- ・ 宴会での食べ残しを削減するため、新聞等で「30・10運動」※3の広報を行いました。
- ・ 食品ロス削減に関する消費者教育の推進として、出前講座の開催や啓発資料の作成・配布を行いました。

(3) 参考情報

①しまエコショップについて

しまエコショップに関するホームページ

<https://shop.shima-eco.net/>

②リユース食器について

イベントごみ減量に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/eventgomi.html>

③食品ロスについて

おいしい食べきり運動（食品ロスの削減）に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/oishiitabekiri.html>

※1. リユース食器

1回使うだけでごみになる使い捨て容器（紙コップ、紙皿、発砲スチロール製どんぶり等）の代わりに使用する、繰り返し洗って再使用（リユース）する食器やカップ、お箸類などの総称

「使い捨てのライフスタイルを見直し、ものを大切に使う心を伝える」リユースの代表的な取組

※2. 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。

※3. 30・10運動

3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすための取組の一つ。

「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減する取組。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(3) 環境関連産業の発展に向けた支援の充実

(1) 事業目的

循環型社会の形成にむけて、リサイクル製品の事業化や基礎研究を行います。

(2) 取組状況

① リサイクル製品の事業化（研究開発、販路拡大）

ア 研究開発支援【産業振興課】

産業廃棄物の発生の抑制・減量化・再利用・再生利用に関する研究開発を促進するため県内の排出事業者が行う研究開発や企業の製品開発を支援しました。

資源循環型技術開発補助事業	3件
・ 鑄造工場から排出される産業廃棄物のリサイクル技術確立に向けた調査研究	
・ メッキ廃液の有効利用活用技術：EMC 対応 溶射皮膜法の開発	
・ 下水汚泥を自燃させ、その焼却灰を熔融させ、無公害で安価な路盤材料の生産	
資源循環型技術基礎研究実施事業	5件
・ 陰イオン吸着剤の最適化によるスラグ副産物中のフッ素の固定化	
・ 食品製造で生じる廃棄物の減量化および高度利用	
・ 農水産物残渣の利活用に関する研究	
・ フライアッシュ・瓦等の有効利用に関する研究	
・ 農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発	

イ しまねグリーン製品の認定・普及啓発【環境政策課】

循環資源※1を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や、再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品※2として認定しました。

（認定製品数：23社101製品）

② バイオマス※3資源の利活用の促進【農林水産総務課】

ア バイオマス利活用に向け策定された計画

- ・ バイオマス活用推進基本法に基づく計画

島根県（平成24年度策定）、出雲市（平成25年度策定）

- ・ バイオマス産業都市構想の選定

奥出雲町（平成25年度）、隠岐の島町（平成26年度）、飯南町（平成27年度）

- ・ バイオマスタウン構想の策定・公表

安来市、美郷町、吉賀町、隠岐の島町、飯南町、益田市、江津市、出雲市、奥出雲町
イ バイオマスの利活用の取組

- ・木質バイオマス発電所が平成27年度より運転
松江バイオマス発電株式会社（松江市）、合同会社しまね森林発電（江津市）
- ・林地残材バイオマス石炭混焼発電を平成25年度より実施
中国電力株式会社三隅発電所（浜田市）
- ・温浴施設等への木質バイオマスボイラー導入状況
雲南市：6施設、奥出雲町：2施設、出雲市：1施設、大田市：2施設、川本町：1施設、
美郷町：1施設、浜田市：1施設、江津市：1施設、益田市：2施設、津和野町：1施設、
吉賀町：2施設、隠岐の島町：3施設、安来市：1施設 <合計：24施設>

(3) 参考情報

①しまねグリーン製品（HPの紹介）

しまねグリーン製品に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/s-green/>

※1. 循環資源

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

※2. しまねグリーン製品

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しています。

※3. バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。また、未利用系バイオマスとして、林地残材などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379
農林水産総務課	0852-22-5966
産業振興課	0852-22-6221

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(4) 市町村との連携

(1) 事業目的

一般廃棄物については、排出量全体は減少しているものの、1人当たりで比較すると、全国平均よりも高く、更なる削減の余地があります。再生利用率は約2割で、全国平均よりは高いものの、減少傾向にあり、3Rの推進に向け、リサイクルに向けた分別の徹底を進めます。

(2) 取組状況

「容器包装リサイクル法」に基づき、「第9期島根県分別収集促進計画」を定めております。市町村の分別収集・再商品化の実績は下表のとおりです。

品目名	分別収集量			再商品化量		分別収集実施市町村数		
	令和元年度 年間分別収 集見込み量 ① (計画量)	令和元年度 年間分別 収集量 ② (実績量)	達成率 ②/①	年間 再商品化 量③	再商品化 率③/②	令和元年度 分別収集 予定市 町村数④	実施 市町村 数⑤	実施率 ⑤/④
無色のガラス製容器	1,435トン	1,169トン	81.5%	1,166トン	99.7%	19	19	100%
茶色のガラス製容器	1,382トン	1,073トン	77.6%	1,061トン	98.9%	19	19	100%
その他の色の ガラス製容器	905トン	979トン	108.2%	1,000トン	102.2%	19	17	89.5%
紙製容器包装	719トン	499トン	69.4%	489トン	98.0%	7	6	85.7%
ペットボトル容器	1,105トン	928トン	84.0%	876トン	94.4%	19	17	89.5%
プラスチック 製容器包装	3,325トン	3,228トン	97.1%	3,139トン	97.2%	12	12	100%
スチール製容器包装	455トン	323トン	70.1%	327トン	101.2%	19	18	94.7%
アルミニウム 製容器包装	898トン	721トン	80.3%	696トン	96.6%	19	18	94.7%
段ボール製	4,445トン	2,812トン	63.3%	2,794トン	99.4%	16	16	100%
紙パック	213トン	145トン	68.1%	141トン	97.5%	15	13	86.6%
合計	14,881トン	11,878トン	79.8%	11,692トン	98.4%			

※実施市町村数は、令和2年3月末時点の数値。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

1. 一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

(1) 事業目的

市町村の一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づき、適正処理が推進されるよう、計画の策定や見直しに係る指導・助言、国庫補助の活用についての調整等を行い、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を進めます。

(2) 取組状況

平成30年度末におけるごみ処理施設（焼却）の整備状況は、以下のとおりです。

設置主体	処理能力 t / 日	備 考
松江市	255.0	熔融施設
安来市	52.0	休止中
出雲市	218.00	熔融施設
雲南市・飯南町事務組合	30.0	ごみ燃料化施設
奥出雲町	20.0	
邑智郡総合事務組合	12.0	
浜田地区広域行政組合	98.0	熔融施設
益田地区広域市町村圏事務組合	62.0	
隠岐の島町	25.0	
西ノ島町	10.0	
海士町	7.0	
知夫村	1.56	
合 計	790.56	12施設

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

1. 一般廃棄物対策

(2) 災害廃棄物の処理

(1) 事業目的

災害廃棄物は、法律上一般廃棄物に該当するため、市町村に総括的な処理責任があります。

近年、自然災害が増えつつあり、それに伴って発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物の処理主体である市町村が作成する災害廃棄物処理計画の実効性を高めていく必要があります。

(2) 取組状況

市町村が、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制、仮置場の設置、関係機関との連携・協力事項等について示していることが重要です。

しかしながら、令和2年3月末時点での県内の策定状況は、5市町のみです。

策定が進んでいない理由として、「人員や時間が確保できないこと」「専門的な情報や知見の不足」等の意見がありました。

このため、島根県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村の計画策定支援を行っており、令和元年度は、環境省のモデル事業を活用し、①未策定の市町村における現地調査・助言、②市町村向け研修会の開催などを行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(1) 廃棄物処理計画及び産業廃棄物の処理体系

(1) 事業目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」※1に基づき廃棄物処理計画を定め、廃棄物の減量や適正処理をすすめることを目的としています。

(2) 取組状況

本県では、環境への負担の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」の実現を目指すことを基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、平成28年3月に「第3期しまね循環型社会推進計画」を策定し、県内における廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進しています。

廃棄物適正処理の推進として、事業者への監視・指導のほか、不法投棄パトロール、施設整備への助成、研修会の開催などを行いました。

(3) 参考情報

第3期しまね循環型社会推進計画

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/jyunkankeikaku2.data/dai3ki_jyunkankeikakuA4.pdf

※1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）

(1) 事業目的

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、最終処分場その他の処理施設であって政令で定めるものをいいます。）を設置しようとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、松江市長）の許可が必要です。産業廃棄物処理施設には、生活環境保全上の支障を生じさせないよう構造基準、維持管理基準等が定められています。また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱において関係住民への説明等事前協議を定めています。

こうした法律や基準、指導要綱の趣旨に沿った施設の設置を進め、住民の理解と安全で信頼できる施設の確保を図るとともに、稼働中の施設に対する監視・指導等を実施します。

(2) 取組状況

① 産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する審査

令和元年度末における県内の産業廃棄物中間処理施設の設置数は259施設、産業廃棄物最終処分場の設置数は17施設です。詳細については、資料編：表1及び2に記載しています。

② 産業廃棄物最終処分場の監視指導

6施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果、1施設を除いて基準以内の結果となりました。また、その1施設においても、法令に基づく基準（自らの維持管理計画に定める基準）を超過する結果となりましたが、改善指導等を行い、その後の測定では基準値以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表3のとおりです。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は、全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表4のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6151

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(3) 産業廃棄物処理業者

(1) 事業目的

産業廃棄物処理業の許可を申請する者に対し、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、施設や申請者の能力及び経理的基礎等の審査を行うことで、産業廃棄物の適正な処理が行われることを目的としています。

(2) 取組状況

県では、廃棄物処理及び清掃に関する法律の基準により審査を行い、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選択できる仕組みを構築することが必要であり、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした産業廃棄物処理業者について県が認定するなど、優良な処理業者を育成する取組みも行っております。認定事業者については県のホームページにより公開しています。

令和元年度末における許可の区分別数は、下表のとおりです。

表 産業廃棄物処理業許可数

(令和元年度末現在)

区 分	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業		
	許可数	収集運搬業	処分業 (最終処分)	許可数	収集運搬業	処分業 (最終処分)
県内 (松江市以外)	1,073	951	122 (10)	80	76	4 (2)
松江市	125	59	66 (3)	9	7	2 (1)
県外	735	729	6 (0)	149	149	—
合計	1,933	1,739	194 (13)	238	232	6 (3)

(3) 参考情報

優良産廃処理業者認定事業者一覧

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6790

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(4) (公財) 島根県環境管理センター

(1) 事業目的

産業廃棄物の最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況であり、適正処理を進めるため、公共関与による最終処分場を確保する必要があります。

(2) 取組状況

事業者、市町村、県が出損して(財)島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月に管理型第2期処分場、平成28年12月に管理型第3期処分場の整備を行い、平成29年3月に供用を開始しました。施設の状況は、表1のとおりです。なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

表1 クリーンパークいずも施設状況

(令和元年度末現在)

区 分	管理型埋立地			安定型埋立地	全 体
	第1期	第2期	第3期		
埋 立 面 積	19千㎡	23千㎡	39千㎡	40.4千㎡	82.4千㎡
埋 立 容 量	277千㎡	463千㎡	670千㎡	518千㎡	1,928千㎡
残 余 容 量 (R2年3月末)	408千㎡			518千㎡	1,118千㎡

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

3. 畜産に係る環境汚染の現況

(1) 事業目的

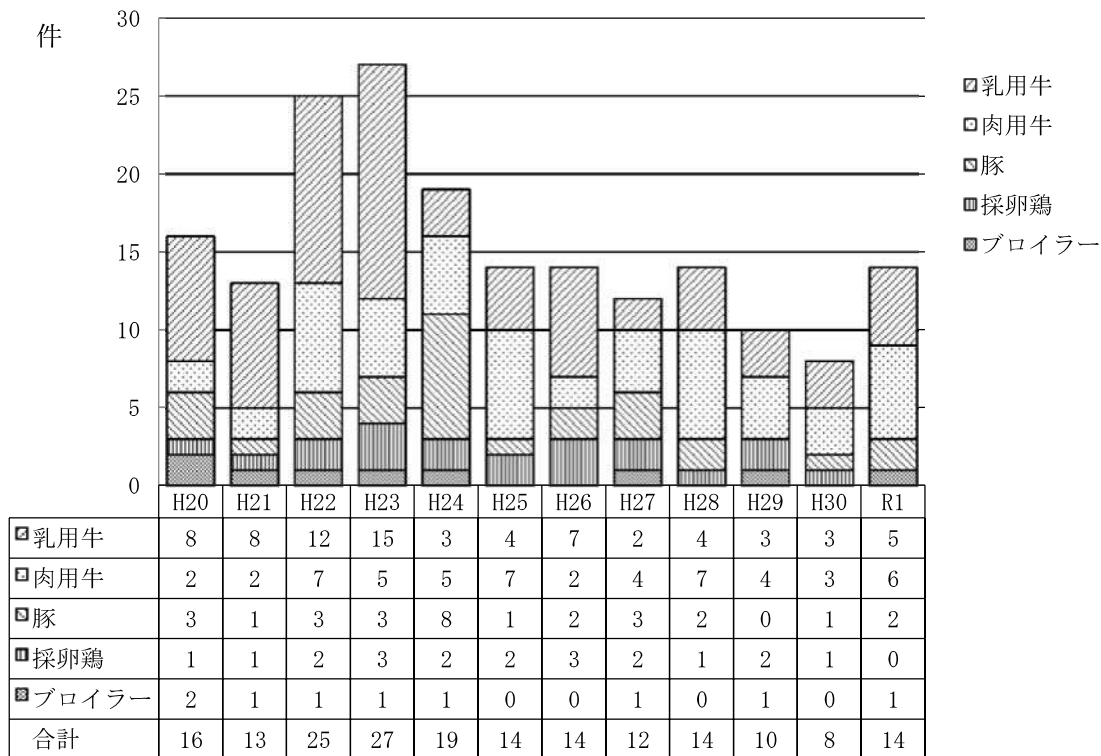
畜産業は、食料供給の重要な役割を担っていますが、他方では、水質汚濁や悪臭などの環境汚染が問題視されています。家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、地域住民からの苦情に基づき、生産現場の問題を把握し、改善に必要な指導を行うことで、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

(2) 取組状況

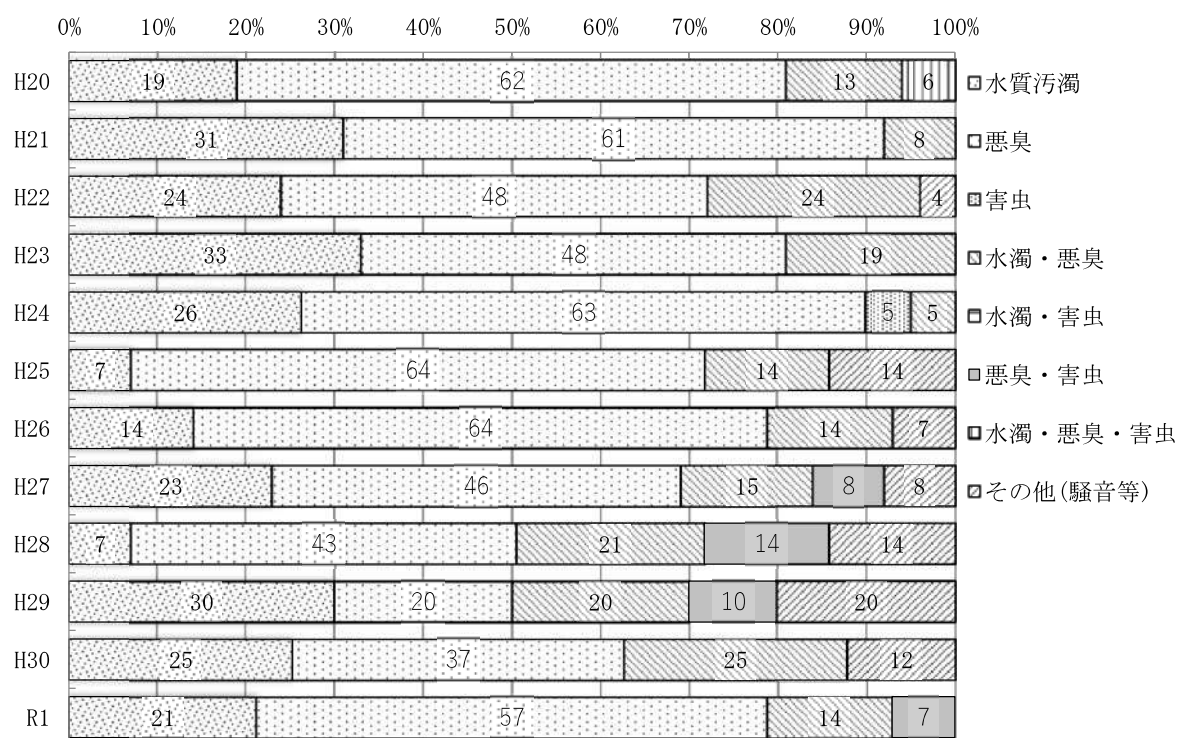
畜産業に起因する環境汚染の苦情件数は、図1のとおりで、その約6割は悪臭によるものでした。令和元年は平成30年と比較して6件増加していますが、いずれも改善に取り組んでいます。

図1 環境汚染に対する苦情の推移

① 畜種別件数の推移（件）



② 各苦情別割合の推移 (%)



【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-6951

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

4. 家畜排せつ物処理対策

- (1) 土壌還元の促進
- (2) 実態把握と指導体制の整備
- (3) 助成・融資などの措置

(1) 事業目的

家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」※1に基づき、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

(2) 取組状況

①土壌還元の促進

家畜排せつ物の有効な利活用を促進するため、耕種農家に堆肥利用マップを提供し、耕畜連携の取組みを推進しています。

②実態把握と指導体制の整備

畜産業に起因する環境汚染の改善を図るため、各農林振興センター等が市町村と連携して環境汚染の実態を把握し、畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

③助成・融資などの措置

家畜排せつ物を適正に処理するために施設整備等を行う畜産農家に対して、各種補助事業やリース事業、融資事業の活用を支援しています。(資料編参照)

※1. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-5112, 6951